

## V 財政援助団体等監査



習志野市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項、習志野市監査基準第4条第3号）

### 2 監査の期間及び対象

(1) 期間 令和7年5月26日から7月1日まで

対象 習志野商工会議所、指定管理者（株式会社図書館流通センター、社会福祉法人 習愛会）

(2) 期間 令和7年8月26日から9月30日まで

対象 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会、指定管理者（社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会、株式会社オーエンス）

### 3 監査を実施した監査委員

福田 佐知子

荒木 和幸

### 4 監査の範囲

習志野商工会議所、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会については、令和6年度の財政的援助に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況（必要に応じて令和7年度及び過年度を対象とする）

指定管理者については、

令和6年度の公の施設の管理に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況（必要に応じて令和7年度及び過年度を対象とする）

### 5 監査の実施内容

習志野商工会議所、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会については、予め提出を求めた監査資料、財務諸表等に基づき、出納その他の事務を主体に、経営状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

指定管理者については、予め提出を求めた監査資料、事業報告書、財務諸表等に基づき、公の施設の管理状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

### 6 監査の着眼点

財政的援助団体

(1) 補助金等が交付目的に沿って適正に活用されているか。

(2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適切か。

(3) 補助金の経理は適切になされているか。

#### 出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が適正に行われているか。
- (2) 予算書、決算書など財務諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切になされているか。

#### 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

## 第2 監査の結果

### <財政的援助団体、出資団体>

#### 習志野商工会議所

##### 1 事務事業の概況

習志野市商工会議所は、商工会議所法に基づき、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とするものである。この目的達成のため、意見活動、経営改善普及活動、地域資源の活用、技術及び技能の普及や検定、相談等を実施している。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

#### 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

##### 1 事務事業の概況

社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会は、社会福祉法を設置根拠とし、習志野市域において社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。主な事業として、ボランティア活動の活性化、権利擁護の推進、相談援助事業の推進等を行っている。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の留意事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

#### 留意事項

##### (1) 人件費の支給にかかる事務処理について

令和6年度に交付された社会福祉法人習志野市社会福祉協議会補助金について、地域手当の計算誤りにより、補助対象である人件費の過支給が判明した。このことにより、過支給となった該当職員への返還請求並びに本市への補助金の返還の必要性が認められた。

また、給与システムの未習熟を起因とした、給与実支給額とシステム内の賃金台帳の不一致が発生した。このことにより、年末調整の修正をしなければならない状況となった。

以上を踏まえて、人件費の支給及び関係する台帳等の整備など、適切な経理事務を担保するためにも、再発防止策を講じることを要請する。

## 留意事項に対する措置方針報告

### (1) 人件費の支給にかかる事務処理について

人件費の過支給について、令和6年度人事勧告に伴う差額支給の際、地域手当の算出において、10月に昇格し管理職手当が変更となったが4~9月分を10月以降の管理職手当の金額で算出してしまったため、過支給となってしまった。今後は、このような誤りが起きないように2人体制で突き合わせのチェックを行なうなどこれまで以上の確認を徹底するとともに、年度内で昇給、昇格等があった場合は、算出の基となる金額の確認も徹底いたします。

なお、地域手当の過支給については、担当課である健康福祉政策課と協議のうえ返還手続きを行ない、該当職員に返還を依頼し、習志野市へ令和7年10月15日に返還した。

給与実支給額と給与システム内の賃金台帳の不一致については、給与システムへの入力方法等のデータ変更の際に、給与支給後(確定後)のデータにも反映されたため不一致が生じてしまった。今後は入力方法等のデータ変更の際に確定された金額に反映されないようシステム会社と協議し、システム変更を行なった。

なお、年末調整の修正が必要な職員については修正を行ない、各種諸手続きを行なった。システム会社に確認を行なったが、年末調整後の給与システム内の金額は修正できないため、社会福祉協議会で保存しているデータ、紙ファイルにおいては修正し保存を行なった。

## <指定管理者>

### 株式会社図書館流通センター

#### 1 事務事業の概況

株式会社図書館流通センターは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館及び習志野市立谷津図書館の管理運営を行っている。

令和6年度事業実施状況は、図書の貸出・返却・予約、蔵書点検、おはなし会、1日図書館員、特集展示、研修等を実施している。

なお、貸出人数は、東習志野図書館 36,534 人、新習志野図書館 51,513 人、谷津図書館 100,150 人、移動図書館 5,296 人である。

#### 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

### 社会福祉法人 習愛会

#### 1 事務事業の概況

社会福祉法人 習愛会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市総合福祉センター障害福祉サービス事業所花の実園の管理運営を行っている。花の実園は利用料金制となっている。

令和6年度の事業実施状況は、生活介護として日常生活支援・作業支援・創作活動支援・音楽活動、就労継続支援B型として作業支援・生活支援を行い、その他に指定特定相談支援事業、日中一時支援事業を行っている。

#### 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

### 株式会社オーエンス

#### 1 事務事業の概況

株式会社オーエンスは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市新習志野公民館、習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館の管理運営を行っている。

令和6年度の事業実施状況は、新習パレット、ロビーふれあい事業、ちびっ子クリスマス会等の開催を行っている。

なお、施設の利用件数は、新習志野公民館 3,986 件、実花公民館 1,783 件、袖ヶ浦公民館 4,346 件、谷津公民館 4,666 件である。

## 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

## 社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

### 1 事務事業の概況

社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市総合福祉センターさくらの家及び習志野市総合福祉センターいずみの家の管理運営を行っている。

習志野市総合福祉センターさくらの家は老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターであり、高齢者福祉の増進のための各種相談並びに施設及び設備の提供、高齢者の健康の維持増進のための各種指導等を行っている。

令和6年度は、利用者の身体状況に配慮した施設の環境整備に努め、高齢者の居場所づくりを進め、高齢者が生きがいやふれあいを楽しみ心身ともに健康に過ごせる施設運営のために、さくらの家サークル発表会やてんとうむし体操、アートギャラリー展示など各種行事の開催などに取り組んだ。

習志野市総合福祉センターいずみの家は、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする地域福祉センターであり、福祉の増進を図るため各種相談、ボランティア活動の拠点として施設及び設備の提供等を行っている。

### 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。